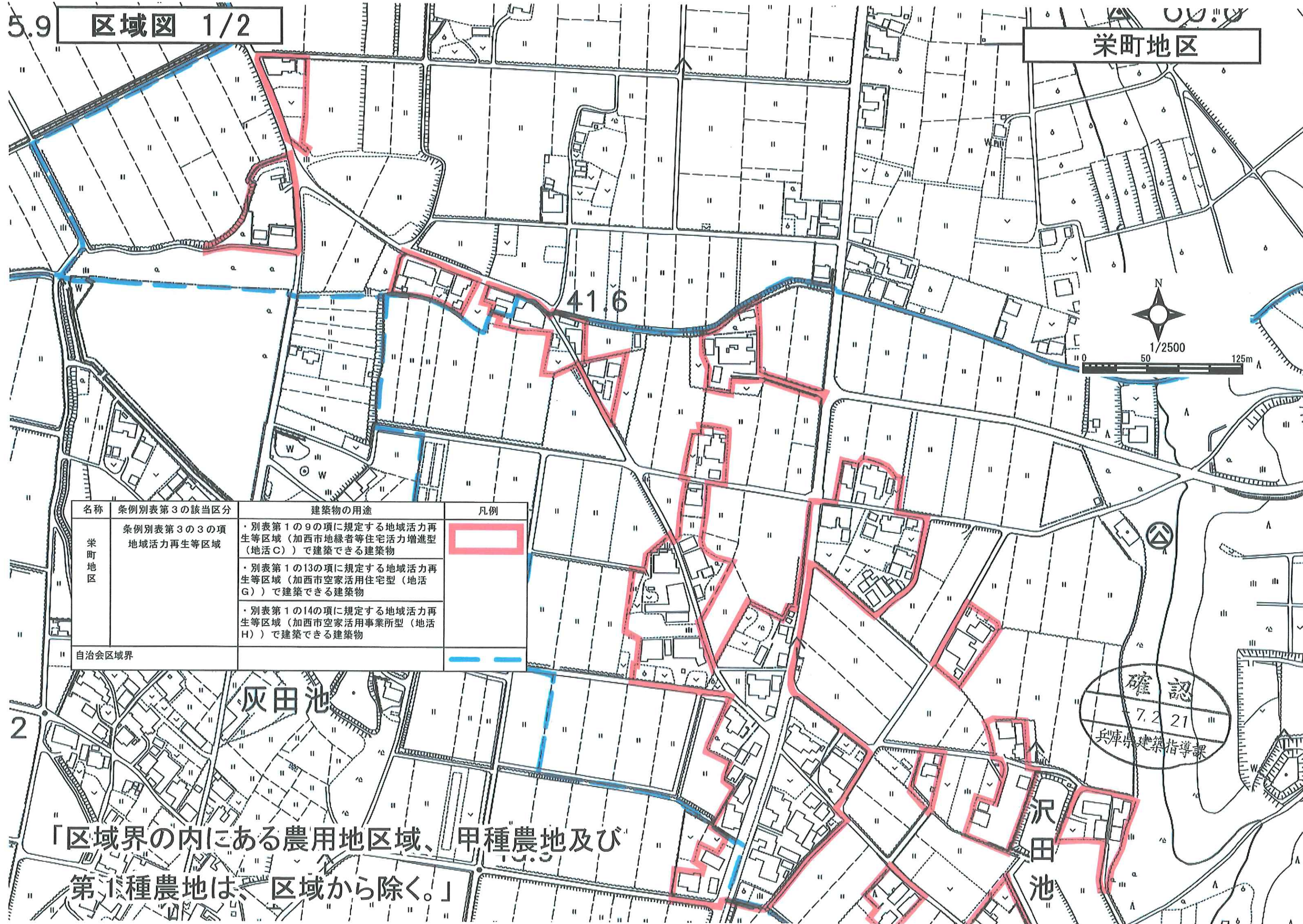




名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
栄町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物 ・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物 ・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
自治会区域界			

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び
第1種農地は、区域から除く。」



1/2500

0 50 125m

65.5

65

青野ヶ原支線水路

沢田池

栄神社

40.2

大谷池

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
栄町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	- 別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物 - 別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物 - 別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
自治会区域界			

確認

- 7.2.21

兵庫県建築指導課

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」